

## 第二節 藩政の展開と農村社会

### 一 小倉藩の年貢

#### (一) はじめに

「年貢の納め時」という言葉がある。言うまでもなく「あきらめ時」「断念の時」といった意味で使用される言葉である。

太閤検地に始まる徹底した土地丈量は被支配者たる農民に「隙」をほとんど与えなかった。各地に残る「隠田」といったような小字名は支配者側の「隙」を窺わせるものの、基本的に土地という土地は石高に換算され年貢が課せられた。また、田畠にかかる年貢のほか、種々雑多な雑税も相当な負担を農民に強いたし、それに加えて、特に近世も後期になるにつれ、小倉藩では藩・手永・村をあげての借財体質が顕著となり、その返済も農民に無理を強いることとなる。当時の農民にとって、秋の収穫の時期は年貢を納める時であり、借財を返済する時であり、まさに「年貢の納め時」であった。

この節では、小倉藩における年貢徴収法を詳細に検討しながら、当時の農民たちの生活を窺い知ることを目的とする。

#### (二) 年貢の基礎知識①

江戸時代の租税法は、おおまかな点においては日本全国似かよっているが、詳細な点においては、各藩によって相違があった。小倉藩におい

ても、二〇〇年以上にわたって、慣習に慣習を重ねた租税法は、当時農村の第一線で年貢徴収の実務に当たっていた庄屋でも、完全に理解するのはかなり困難であったようである。そのすべてを説明するのは難しいことであるが、具体的な史料を掲げながら説明していくことにする。

西日本で多く行われた本途物成の算出法は、本高に免（年貢率）を乗じて年貢量を求める「厘付取」と呼ばれる方法であった。この厘付取による最も安直な算出法は、例えば高一〇〇石、年貢率四ツ（四〇割）の村であるならば、一〇〇×〇・四で四〇石の年貢、といったやり方である（根取法）。しかし、実際はそれほど単純ではない。例えば、天保四年の節丸手永丸村を例に挙げてみると、以下のとおりである。

〔史料1〕

- 一本高式百八拾七石七斗三升壹合（a）
- 物成百六拾四石六合七夕（b）
- 京樹式百六石七斗壹升四合五夕（c）
- 此田畠式拾三町三反七畝式拾五歩
- 内
  - 一三拾七石五斗七升七合九夕
  - 本高五拾式石三斗五合六夕
  - 此田畠三町四反七畝八歩
  - 内
    - 三町式反九畝式拾七歩
    - 壹反七畝拾七歩
    - 四ツ高四百式拾式石八斗四升壹合五夕（d）
    - 一残百六拾九石壹斗三升六合六夕（e）

諸定引

本免五ツ七分

延口役米共ニ

田方

畠方

現物成

（後略）

〔天保四年 仲津郡節丸手永諸取立手鑑帳〕勢島文書一〇六の一

すなわち、史料中aの二八七石七斗三升一合が検地などによって定められた犬丸村本来の村高であり、これに免五ツ七分を乗じて求められた数値、二八七・七三一石×〇・五七二一六四・〇〇六六七石を小数点以下第五位(オの位)で四捨五入したのがbであり、これが根取法で計算した犬丸村が負担すべき本途物成(本田畑に賦課される年貢)ということになる。

しかし、実際にはそれほど単純なものではないことは、史料を見てわかる。そこで、まずは本途物成算出の基本となる語句を解説する(以下、特にことわらない限り「豊前旧租要略」(『福岡県史資料』八、九輯)を使って述べる。引用する場合は「旧租要略」『県資』と略す)。

#### 本高について

近世の農村支配は、徹底した土地調査による石高制の貫徹という点において、それ以前のものとは異なる。もちろん、近世以前にも土地調査は行われた。古代の律令政府は田籍・田図を作成したし、鎌倉時代に大田文(おおたぶみ)が作られたこととはよく知られている。また荘園領主や国司は「検注(けんちゅう)」と呼ばれる土地調査を実施した。しかし、全国的・統一的・徹底的という点において、ひとつの画期となったのは、いわゆる「太閤検地」である。当地方で太閤検地にあたるのは、黒田氏によって、天正十五年(一五八七)に実施された検地である。しかし、この時の黒田氏の検地は、秀吉の直臣団などによって行われた検地、つまり検地役人が出向いて検地を実施する方法ではなく、「指出さしだす」<sup>(1)</sup>といって、農民などが自ら土地面積・収穫高などを記して上申する形のものであった。「指出」は一般に、太閤検地が進むにしたがって行われなくなるのだが、黒田氏が天正十五年の時点においてさえ、指出しか行えなかったことは、黒田氏の領主と

しての立場を考慮上で問題を残している。

当地方で本格的に近世的な検地を実施したのは、黒田氏の後を受けた細川氏である。細川氏は入国して間もない慶長六年七月に検地条目(検地役人に対する心得)を発して(『宇佐市史』中巻二二)「宇佐所収 広崎文書」検地に取りかかった。細川検地の概略は以下のとおりである。

開始時期・・・慶長六年七月

〔旧租要略〕では元和寛永期に行われたと記されているが、これは寛永年間に行われた慶長検地のやり直しのことと混同しているものと思われる)

使用単位・・・町・反・畝・歩

一反〓三〇〇歩、一間〓六尺五寸

石盛・・・上々田一石六斗、上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、下々田九斗

上々畠九斗、上畠八斗、中畠六斗、下畠四斗、下々畠三斗

石盛とは、耕地の等級別反当たり標準収穫量、つまり田畠を幾つかのランクに分け、それぞれのランクにおいて標準的にどのくらい米がとれるか定めたものである(ここでいう米とは籾のままではなく、五合摺に精米した米のこと)。これを、それぞれの反別(面積のこと)に乗じれば生産高が求められることになる。例えば、上々田一町、上々畠一町の、Aという村があったとすれば、(一・六×一〇)+(〇・九×一〇)で、A村の全生産高(村高)は二五石ということになる。

検地とはどういうことか、一般的には以下のようにまとめることができる。

(1) 検地は村を単位とする。

(2) 村内小字を確認し、一筆ごとに田畠・屋敷地を測量、その地積と生産高を確認する。

第4章 近 世

現犀川町域の各村水帳を、農民一人ひとりの持高別に整理したのが、第7表〜第17表である。

(一七〇六)に、田川郡については、寛保二年(一七四二)に実施された。企救・京都・仲津・築城・上毛の各郡については宝永三年(一七〇六)に、田川郡については、寛保二年(一七四二)に実施された。現犀川町域の各村水帳を、農民一人ひとりの持高別に整理したのが、第7表〜第17表である。

寛永九年(一六三二)に細川氏に代わって小倉に入った小笠原忠真は、改めて検地を行わず、細川氏の作成した検地帳をそのまま引き継いだ。後に、「水帳改」(「水帳」とは水利の別によって田畑をまとめた帳面。田畑一筆ごとに小字、田島の等級、反別、耕作者名が記され、末尾に本高、引高などが記されている)という形で検地帳の調整を行った。水帳改がどういった形で行われたか、その細部まではわからないが、「旧租要略」では「(水帳は)検地帳ヲ謄写製調シ、唯誤謬ヲ訂正セシモノナリ」(『景資』第八輯(五九八頁))と

- (3) 田島・屋敷地の持ち主名請人を確定する。
- (4) 田島の等級Ⅱ品等と、田島の等級別反(段)当たり生産高を確定する。
- 以上(1)〜(4)の集計結果として
- (5) 村の全面積の確定
- (6) 村の規模Ⅱ村高を確定
- (7) 村の範域と同時に村境を確定

(神崎彰利「検地」  
一九九頁)

この中で細川検地にあてはまらないのは、細川氏は屋敷地については

第8表 宝永3年扇谷村土地保有状況

持 高	人 数
7石〜 8石	1人
6石〜	0
5石〜	0
4石〜	1
3石以上 4石未満	2
合計	4

(史料) 「宝永三年仲津郡扇谷村本田島御水帳」(永沼文書3)

第7表 宝永3年帆柱村土地保有状況

持 高	人 数
7石〜8石	1人
6石〜	0
5石〜	0
4石〜	1
3石〜	1
2石〜	2
1石〜	18
1石未満	46
合計	69

(史料) 「宝永三年仲津郡帆柱村本田島水帳」(勢島文書100)

第11表 宝永3年下高屋村  
土地保有状況

持 高	人 数
17石～18石	2人
16石～	0
15石～	0
14石～	0
13石～	0
12石～	0
11石～	0
10石～	1
9石～	3
8石～	1
7石～	1
6石～	3
5石～	6
4石～	3
3石～	6
2石～	11
1石～	10
1石未満	13
合 計	60

(史料) 「宝永三年仲津  
郡下高屋村本田  
畠御水帳」  
(勢島文書6)

第13表 宝永3年木井馬場  
村土地保有状況

持 高	人 数
42石～43石	1人
16石～	1
15石～	1
14石～	0
13石～	0
12石～	0
11石～	2
10石～	1
9石～	0
8石～	4
7石～	5
6石～	8
5石～	12
4石～	13
3石～	13
2石～	22
1石～	32
1石未満	36
合 計	151

(史料) 「宝永三年木井  
馬場村本田畠御  
水帳」  
(勢島文書4)

第10表 宝永3年上高屋  
村土地保有状況

持 高	人 数
29石～30石	1人
17石～18石	1
16石～	2
15石～	0
14石～	3
13石～	0
12石～	1
11石～	3
10石～	3
9石～	1
8石～	5
7石～	4
6石～	4
5石～	8
4石～	12
3石～	10
2石～	19
1石～	32
1石未満	25
合 計	134

(史料) 「宝永三年仲津  
郡上高屋村本田  
畠御水帳」  
(勢島文書8)

第12表 宝永3年末江村土地保  
有状況

持 高	人 数
18石～19石	1人
17石～	1
16石～	0
15石～	0
14石～	1
13石～	2
12石～	2
11石～	0
10石～	1
9石～	2
8石～	1
7石～	1
6石～	2
5石～	1
4石～	1
3石～	0
2石～	4
1石～	3
1石未満	10
合 計	33

(史料) 「宝永三年仲津郡末  
江村本田畠御水帳」  
(勢島文書12)

第9表 宝永3年崎山村土  
地保有状況

持 高	人 数
54石～55石	1人
51石～52石	1
41石～42石	2
33石～34石	1
25石～26石	1
24石～	0
23石～	0
22石～	0
21石～	1
20石～	0
19石～	0
18石～	3
17石～	0
16石～	4
15石～	0
14石～	1
13石～	2
12石～	3
11石～	3
10石～	6
9石～	3
8石～	2
7石～	2
6石～	3
5石～	1
4石～	0
3石～	0
2石～	0
1石～	1
1石未満	6
合 計	47

(史料) 「宝永三年仲津  
郡崎山村本田畠  
御水帳」  
(長井手永大庄  
屋文書207)

第4章 近 世

第16表 宝永3年犬丸村土地保有状況

持 高	人 数
26石～27石	1人
23石～24石	1
15石～16石	1
14石～	0
13石～	0
12石～	1
11石～	0
10石～	0
9石～	0
8石～	0
7石～	3
6石～	3
5石～	1
4石～	5
3石～	7
2石～	7
1石～	22
1石未満	43
合 計	95

(史料) 「宝永三年仲津郡犬丸村本田畠御水帳」  
(勢島文書5-1)

第17表 宝永3年内垣村土地保有状況

持 高	人 数
14石～15石	1人
13石～	0
12石～	0
11石～	1
10石～	2
9石～	1
8石～	4
7石～	5
6石～	5
5石～	1
4石～	3
3石～	5
2石～	4
1石～	2
1石未満	40
合 計	74

(史料) 「宝永三年仲津郡内垣村本田畠御水帳」  
(勢島文書7)

第15表 宝永3年上伊良原村土地保有状況

持 高	人 数
39石～40石	1人
29石～30石	1
26石～27石	1
20石～21石	2
19石～	1
18石～	0
17石～	3
16石～	0
15石～	0
14石～	1
13石～	0
12石～	3
11石～	2
10石～	2
9石～	6
8石～	0
7石～	3
6石～	1
5石～	0
4石～	6
3石～	0
2石～	1
1石～	2
1石未満	7
合 計	43

(史料) 「宝永三年仲津郡上伊良原村本田畠御水帳」  
(勢島文書2)

第14表 宝永3年横瀬村土地保有状況

持 高	人 数
43石～44石	1人
14石～15石	1
13石～	0
12石～	0
11石～	0
10石～	0
9石～	1
8石～	2
7石～	2
6石～	5
5石～	10
4石～	7
3石～	10
2石～	4
1石～	17
1石～	27
合 計	87

(史料) 「宝永三年仲津郡横瀬村本田畠御水帳」  
(勢島文書9)

これら、各村の水帳で計算された本田畠の生産高を、小倉藩では「本高」といった。仲津郡においては、基本的にこの宝永三年の水帳が明治初年まで生き続けたのであるが、宝永三年から一六〇年以上も経過すれば、耕作できなくなった田畠や持ち主のいなくなった田畠が発生するのは当たり前である。後述する引高ですべて対応できるとも思えず、水帳に記載された本高と、実際に耕作されている田畠の高とをどのように調和させたのか、問題を生じる。

この水帳の欠陥（本高、持高が固定してしまっている）、村の実勢に対応できない）を補うために、村ごとに「地双（ちならし）」といった簡易な検地が行われたようだ。また、農民相互の不公平を緩和するために、鬮（くじ）引きを行って、田畠の交換も行ったようである。

免について

免とは年貢率のことで、寛文年間（一六六一—一六七三）までは上下したが、以後は固定したという。

小倉藩全体・仲津郡・長井手永及び節丸手永の免の分布状況を第18表に、長井手永・節丸手永各村の免を第19表に示した。

江戸時代の年貢率について、俗に四公六民・五公五民（四〇〜五〇割の免）といわれる。かなり多くの村がその範囲でおさまっているが、それも村によって多様であったことがわかる。

「旧租要略」によると、その村の五年または七年の収穫を平均して一年分の収穫高を算出し、そのうえで次の一二項目を勘案して免を決定したという（『旧租要略』「豊前」）。

- ①地味のよしあし②水利・灌漑の良否③風・水・干害の多少④土木費の多少
- ⑤山林の有無、薪炭の便否⑥株（まぐさ）場及び肥料の便否⑦山海の遠近、台風の有無⑧村落より耕地への通路便・不便⑨米穀などの運搬の便・不便⑩

第18表 免（年貢率）の分布

	小倉藩 398か村	仲津郡 78か村	長井手永 16か村	節丸手永 15か村
7ツ3歩以上	1			
6ツ5歩〃	3 (1)			
6ツ成〃	5 (1)			
5ツ5歩〃	29 (3)	4		3
5ツ成〃	41 (7)	10	3	
4ツ5歩〃	77 (6)	10	2	4
4ツ成〃	106 (13)	19	4	
3ツ5歩〃	65 (4)	14	2	3
3ツ成〃	33 (2)	8	1	2
2ツ5歩〃	23 (4)	6	4	
2ツ成〃	12	6		3
1ツ5歩〃	1 (1)			
1ツ成〃	2 (2)	1		

( )内は同一村落で免が二つ以上ある村の数  
 (史料) 『豊前旧租要略』(『福岡県史資料』第8輯 昭和47年)  
 『嘉永五年仲津郡本田御勘定帳』(国作手永大庄屋文書)

都市周辺への距離遠近⑩人口に対する田畑面積の多少⑪農業以外の生業の有無、多少。

第19表 犀川町域各村の本免

・長井手永16か村

・節丸手永15か村

村名	免
花熊	4ツ0分
木山	2ツ7分5朱
八ッ溝	2ツ6分7朱
谷口	4ツ1分
大村	4ツ8分
大坂	2ツ9分
柳瀬	5ツ2分5朱
崎山	5ツ3分3朱
喜多良	4ツ0分
燈畑	2ツ7分
大熊	3ツ0分
本庄	4ツ5分
古川	3ツ7分
久富	3ツ5分7朱
統命院	4ツ1分5朱
山鹿	5ツ0分

村名	免
犬丸	5ツ7分
内垣	5ツ6分
末江	3ツ9分5朱
下高屋	3ツ1分
上高屋	4ツ7分
木井馬場	4ツ8分
横瀬	5ツ6分5朱
下伊良原	4ツ9分5朱
上伊良原	4ツ8分
扇谷	2ツ4分5朱
帆柱	2ツ1分5朱
吉岡	2ツ3分
上原	3ツ2分
光富	3ツ5分
節丸	3ツ5分5朱

↑現豊津町域↓

(史料) 「嘉永五年仲津郡本田御勘定帳」(国作手永大庄屋文書)

延米・口米ほ 本高×免で求められた数値が、そのまま年貢量であるか(付加税) なるなら簡単だが、実際には慣習的に各種の付加税を添えて上納した。小倉藩では、物成一石につき第20表のような付加税が課せられた。

すなわち、物成一石につき三斗七合三勺二才八弘の付加税を添えて、合計一石三斗七合三勺二才八弘を上納した。史料1の「延口役米共ニ」とは、この付加税を含めるとの意味である。

第20表 本途物成の付加税

本途物成1石につき

科目	石数	備考
延米	2斗	年貢米を納めるのに、古くは榊に山盛りにして納めたといわれる。しかし、これでは計り方に不同があるので、その分を定量化したもの
口米	5升	地方役人(庄屋等)の役料に充てられたもの
延の口米	(延米2斗につき) 1升	延米に対する付加税
薪代米	2升4合1勺4才	城内で使う薪を古くは現物納していたが、簡素化して米で代納するようになったもの
夫柄米	1升5合3勺	城内で使用していた人夫の労働力を米に換算して代納するようになったもの
薪代・夫柄代延米	7合8勺8才8弘	上記薪代米・夫柄米に対する付加税
合計	3斗7合3勺2才8弘	

京樹物成について

小倉藩は検地を行わず、前領主・細川氏が行った検地の結果を引き継ぎ、後に水帳の改正を行うにとどまったことは前述したが、その細川氏は小倉樹を用いて検地を実施した。史料1のa・bは小倉樹による石高表示である。ところが、幕府は寛文九年（一六六九）に、公用樹として京樹を指定し、これを受けた小倉藩は寛文十一年に京樹を採用することとした。そのため、これまでの小倉樹による石高表示を京樹に換算しなおさなければならなかった。小倉樹、京樹の容量は次のとおりである。

・小倉樹：縦横五寸、深さ二寸五分

体積  $\parallel$  五×五×二・五  $\parallel$  六二・五

・京 樹：縦横四寸九分、深さ二寸七分

体積  $\parallel$  四・九×四・九×二・七  $\parallel$  六四・八二七

前述したように小倉小笠原藩では一石の年貢に、三斗七合三勺二才八払の付加税が掛かったので、合計一石三斗七合三勺二才八払を納める必要があった。この付加税分を含めて京樹に直すには以下のような計算をした。

(一石三斗七合三勺二才八払十二払) × 六二・五 ÷ 六四・八二七

$\parallel$  一石二斗六升四勺二払六八

(二払を加えているのは、計算の便宜のため)

これが、「豊前旧租要略」で「十二下四下二六八ノ法」と紹介された係数で、

本高×免×一・二六〇四〇二六八

これで京樹物成が求められることとなる。例えば史料1の犬丸村の京樹物成の算出法は

第21表 節丸手永本途物成高 (天保4年)

(単位 石)

村 名	京樹物成 (a)	諸定引ほか (b)	前々春免引 (d)	当春免引 (e)	f = b + d + e	a - f (現物成)
犬丸	206.7145	37.5779	0	0	37.5779	169.1366
内垣	185.4176	17.9734	0	0	17.9734	167.4442
末江	132.1667	7.7406	15.8275	0	23.5681	108.5986
下高屋	113.5744	11.0546	0	2.5367	13.5913	99.9831
上高屋	419.2771	85.0386	0	0	85.0386	334.2385
木井馬場	351.2476	21.6952	0	0	21.6952	329.5524
横瀬	297.9256	80.4285	0	0	80.4285	217.4971
下伊良原	249.5198	47.6514	0	0	47.6514	201.8684
上伊良原	282.9995	25.5545	0	0	25.5545	257.4450
扇谷	7.7910	1.8306	0	0	1.8306	5.9604
帆柱	36.0678	8.1165	0	0	8.1165	27.9513
吉岡	68.8590	3.8837	0	0	3.8837	64.9753
上原	157.8706	2.3422	0	5.8323	8.1745	149.6961
光富	384.2747	35.7758	0	0	35.7758	348.4989
節丸	538.8279	※70.9734	0	0	70.9734	467.8545
節丸手永計	3432.5338	457.6369	15.8275	8.3690	※481.8334	※2950.7004

(史料) 「天保四年仲津郡節丸手永諸取立手鑑帳」(勢島文書106-1)

※ 節丸村の諸定引…上記の天保4年の取立帳には70石9斗7升3合2勺と記載されているが、明らかに70石9斗7升3合4勺の誤りである。

※ 天保4年節丸手永の引高合計 (f) と現物成合計 (a - f)

…表中の数字を使って計算すれば、f = 481.8334であり、a - f = 2950.7004であるが、この取立手鑑帳には f = 481.8965、a - f = 2950.6373と記されている。



二八七石七斗三升一合×〇・五七×一・二六〇四〇二六八

→ 村高 → 免 → 二〇六石七斗一升四合四勺四六四

で、勺の位以下を切り上げて史料1のcがもとめられる。

四ツ高について

このように、小倉藩の本途物成の計算法は複雑であるが、基本は本高×免である。免は村の状況を加味しているので、村どうしの相対的な不公平を生じにくい。ところが、夫役などの高掛り物は、本高にある一定の率を掛けて賦課したので、村どうしの不公平が生じた。そこで、万治元年（一六五八）から、四ツ高を基準にして賦課する方法に改めたという。その算出法は次のとおりである。

京榭物成÷〇・四〇四ツ高

ただ、引高（史料1の「諸定引」）は京榭物成から除くから、次の数式が実際の算出法である。

（京榭物成―諸定引）÷〇・四

「豊前旧租要略」では四ツ（〇・四）で除す理由について「四公六民法ニ基キタルモノナリ」（『県資』第八輯）と説明されている。しかし、これには諸説あって、どれが正しいのか定かではない。いずれにしても、四ツ高を用いれば本途物成と同様、比較的公平な賦課が実現することとなる。実際に犬丸村の四ツ高を計算してみると、

（二〇六石七斗一升四合五勺―三七石五斗七升七合九勺）÷〇・四

≒四二二石八斗四升一合五勺

となり、これが史料1のdである。

③ 年貢の基礎知識②

ここで、史料1の犬丸村の本途物成の計算法をまとめておこう。

犬丸村の本途物成

本高 二八七石七斗三升一合（a）に免五ツ七分を乗じて

二八七・七三一×〇・五七〇一六四・〇〇六七（b）

これを、物成一石につき三斗七合三勺二才八私の付加税を含めた

京榭物成に直して

一六四・〇〇六七×一・二六〇四〇二六八〇二六・七一四四八四二

≒二〇六・七一四五（c）

これから諸定引三七石五斗七升七合九勺を引いて

二〇六・七一四五―三七・五七七九〇一六九・一三六六（e）

これで犬丸村の本途物成高が算出される。

同様にして求められる天保四年の節丸手永各村の年貢高は第21表のとおりである。

ここで本途物成高の決定要素の一つである、引高について説明を加えておこう。

引高

水帳で算出された本高は基本的に固定して動かないものであったが、年月が経つにつれて、さまざまな理由により耕作不能の土地が現れるのは（もちろん逆もある）、極めて当然である。それを調整せんがために各種の引高を設けて、村の実勢に見合った本途物成を算出しようとしたのである。

引高には大きく分けて、永引、当引、検見引があった。永引は文字ど

おり永久に耕作できないと見なされた田畠に対する引高である。当引は永引と異なり、のちの耕作できる可能性がある田畠、といった趣旨の引高で、検見引は風水害等によって収穫が著しく少なかった場合、損毛高を調査（検見）したうえで、その年に限り年貢を軽減する方法である。第22表、第23表に節丸・長井両手永の引高内訳を示したが、以下これにしたがって説明していくことにする。

① 川成引 洪水等によって田畠が冠水し、荒地地となったときに設けられる引高で、永久に免税地とする永川成引と当分の間免税地とする当川成引がある。第22表にみる節丸手永の場合、永川成引は横瀬村の七三石余を最高に、手永合計三二五石六斗四升六合七勺が設けられている。また当川成引は上高屋村の六四石余を最高に、手永合計一〇三石九斗一合六勺である。永川成引・当川成引ともに無いのは吉岡村（現豊津町）一村のみであるが、これはこの村が坂川から離れた、標高四八〇五四の丘陵上に位置することに関係するものと思われる。また、長井手永の場合、永川成引は崎山村の八六石四升一合二勺を最高に手永合計五五二石七升六合九勺である。当川成引は最も多いのが喜多良村の二六石五斗四升八合四勺で、当川成引が設けられていないのは喜多良川最上流の鑑畑村のみである。

既に『豊前市史』上巻では、川成引が多いのは川の上流域・山あいから平野部の入り口付近と指摘されているが（六五六ページ）節丸・長井両手永においても、その傾向を見いだすことができる。

② 屋敷成引 前述のように、小笠原氏は検地を行わず、前領主・細川氏の検地の成果をそのまま引き継いだが、その細川検地の際に既に屋敷地として使用されていた土地は敷地全部が「高外無年貢」すなわち村

高から外し、免税地であったが、細川検地以後（恐らく小笠原入国以後）屋敷地として使用されるようになった土地は「屋敷成引」という形で課税対象から除かれた。ただし、この場合免税となるのは敷地全部ではなく、居家・牛馬屋・稲屋・粃干場のみで、敷地内で畠を営んでいる場合は一般の畠同様に課税された（『旧租要略』、『県資』）。「旧租要略」で「各郡村ニ於テ稀ニ在ルモノ」と指摘されているように、第22表・第23表をみると引高としては小さいものである。これは明和・安永年間（一七六四―八二）以降、新開村を除いて、屋敷成引を新たに設けることは禁じられたことと関係するものと思われる。なお、表中の「年々」は永引のことである。ここでは史料中で使用されている文言をそのまま使った。

③ 道成引・溝成引・土手成引 文字どおり、田畑として使用されていた土地が、それぞれ道・溝・土手として供用されるようになり、免税地となったものである。三項とも引高が小さいのは、屋敷成引と同様に、細川検地以後に普請されたもののみが引高として計上されているためである。また、溝成引についてはその多くが「村弁（むらわきまえ）」（年貢などが不足した場合に村全体で不足分の充当にあたること）にしたり、その土地の持ち主が溝成分の年貢を納め、溝成引として免税となることは少なかった（『旧租要略』、『県資』）。なお、長井手永大村、柳瀬村にみられる「土手成当引」は土手成引の内、当引として計上されたものである。「旧租要略」でも当引名目として溝・土手・道・池などが挙げられているが、構築物としての性格上、のちの田畑として使用できるか疑問であり、当引の性格を考えるうえで問題を残す点である。

④ 池成引（池成三ヶ一引・池成三ヶ二引） これも細川氏が支配していた時よりあるものはすべて高外無年貢であり、また小笠原氏入国以後

第22表 文久3年節丸手永木田畠諸引高

(単位 石)

村名	永川成引	※当川引	年々屋成引	年々道引	年々溝引	年々上手成引	年々池成引	年々田成引	年々池成三ヶ一引	年々池成三ヶ二引	前々引	※春免引	惣庄屋作方役米引	村別合計
犬丸	32.2668	2.6406	2.4314	0.2371	1.1705									38.7464
内垣	15.1307	1.3610					0.8851	0.5966	0.0129		15.8550			17.9734
末江	1.7065	2.8071	0.6956		0.1534		2.2995		0.3250			2.5585		23.5300
下高屋	6.5314	4.0805			0.1796				0.4275					13.6750
上高屋	21.3178	64.6091					1.0847		0.5548					87.4391
木井馬場	16.7001	4.7650			1.7420									23.7619
横瀬	73.2966	10.8552		1.3145	0.6968	1.4190								87.5821
下伊良原	47.1111	0.5403												47.6514
上伊良原	24.0912	0.1543						1.3090						25.5545
扇谷	1.8306							0.1065						1.8306
帆柱	7.9748	0.0352						3.4192	0.2586					8.1165
吉岡					0.2059							5.8323		3.8837
上原	1.7736				0.5686									8.1745
光富	22.3709	3.1391	0.3702		0.4292				0.9305	11.9061				39.1460
節丸	53.5446	8.9142	1.5204	0.0610	0.9449	0.1877	1.0732	1.3149		10.6530			2.2589	80.4728
引高別計	325.6467	103.9016	5.0176	1.6126	6.0909	1.6067	5.3425	6.7462	2.5093	22.5591	15.8550	8.3908	2.2589	507.5379

(史料) 「文久三年仲津郡本田新地諸引調子帳」(勢島文書92-3)

※ 元禄13~16年の本田永川成、当川之内=入」と但書がなされているので、そのとおり『当川成』の中に含めた。



に造られた池も当初はすべて引高として免税地となっていた。しかし、その後「官民の利益如何ヲ実地ニ視察」あつて（『旧租要略』、『県資』、第八輯六一九ページ）、池成三ヶ一引、池成三ヶ二引、池成半方引が設けられた。また寛政三年（一七九一）には惣奉行（郡代のこと）藤江内記の時に、藩の指導によって造られた池は三ヶ二引、村々からの願い立てによって造られた池は三ヶ一引と定められた。

では、実際に溜池が造られ、池成引が設けられるまでを、長井手永古川村を例にとつて見てみよう。古川村では文久二年（一八六二）春に農業用水の不足を理由に新池の築造を行ったが、さらにその池の利便を増すため、次のような願書を長井手永大庄屋長井又蔵に対して提出し、さらに長井又蔵はこれを仲津郡奉行和田藤左衛門に届けている。

〔史料2〕

奉願口上覚

当村御田地水掛り手薄く、年に寄り早損出来（「しゅつたい」と読む）仕り候に付き、村内童子迫と申す所へ当春新池御願ひ申し上げ築き立て仕候処、水溜まり宜しく候に付き、尚又土手（上端）へ築き仕りたく存じ奉り候の間、池上毛付けの内、別紙絵図面朱引きの通り右池式に仰せ付けられ候様願ひ奉り候、則ち畝高物成書付相添え差し上げ申し候間、何卒願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候は（ゝ）有り難く存じ奉り候、仍願書差し上げ申し候、以上  
戊九月 古川村庄屋

里右衛門

右の通り願ひ出候に付き、宜仰せ付けられ下さるべく候、以上

長井又蔵

和田藤左衛門様

（長井手永大庄屋文書  
文久二年「戊日記」  
九月十二日条）

古川村では童子迫という所に新しく池を築造したのであるが、水溜まりの具合が大変良いので、さらに利便を増すため、田を潰して土手上端（うわば）をさらに築きたいというのである。その潰す田とは以下の史料にみる下々田三畝二〇歩であった。

〔史料3〕

覚

古川村

巻 とふし迫五畝拾四歩之内畝廿四歩 毛付

一 下々田 三畝貳拾歩 長助

本高三斗三升 本免三ツ七分

物成巻斗五升三合九勺 京概

内 五升壹合三勺 三ヶ一御引奉願候

巻斗貳合六勺 三ヶ二村弁

右は新池成追増の分、畝高物成相調べ書付差し上げ申し候、以上

戊九月

古川村庄屋

里右衛門

（史料2と  
同一史料より）

つまり、古川村の童子迫には五畝一四歩の耕作地があつて、その内の一畝二四歩をそのまま毛付（実際に作物を植え付けること。またその土地）として残し、下々田三畝二〇歩（この分の年貢一斗五升三合九勺）を土手上端として潰したいというのである。長助というのは宝永三年（一七〇六）の水帳作成時点での耕作者であろうと思われる。また、寛政三年に村方からの願ひ出によって築造された池の池成引は三ヶ一引、藩の指導によって築造された池は三ヶ二引と決められた、と前述したが、童子迫の新池の場合もそれを遵守していることがわかる。



現在の童子迫

⑤ 田成畠減物成引 何らかの理由によって農業用水を引けなくなった田地を畠として利用する場合、帳簿（水帳）上は田のまま、上田なら上畠に、下田ならば下畠の物成を納めさせ、両者の物成の差額を「田成畠減物成引」とした。

⑥ 春免引 年貢率が、その村の現況に不釣り合いで、年貢の負担に耐えられなくなった際に設けられた引高で、四ツ高に特定の率を掛けて算出された。その始まりの時期には諸説あるが、いずれの説も十七世紀の中期―後期という点では一致している。春免引も他の引高同様、永引

と当引があつて、史料中では前者が「前々春免引」、後者が「当春免引」と表記されている。春免引を求める際に四ツ高に乗じる率は、村ごとに以下のとおりである。

- 節九手永末江村・・・五分一朱（五・一〇）
- 下高屋村・・・一分（一・〇〇）
- 上原村・・・五分一朱（五・一〇）
- 長井手永末山村・・・二分六朱（二・六〇）
- 大村・・・一分五朱（一・五〇）
- 大熊村・・・一分（一・〇〇）

⑦ 堀川式引 「旧租要略」には永引の項目に「堀川成引」が、当引の項目に「堀川床引」が記されているが、「堀川式引」の名は見えない。これは著者の津田維寧が企救・田川・築城・上毛四郡の史料を用いて著述したため維寧自身が「京都、仲津ノ二郡ノ名稱ハ、帳簿闕之（中略）概して小同異ノ名稱ナリトス」と述べているように、「小同異」の中に「堀川式引」も入るものと思われる。ただ、名称は若干違うものの引高の性格としては堀川成引と同じと思われ、年貢米を船で運ぶために小川を掘り、そのために潰れた耕作地を引高として計上したのである（第六節二 水上の道参照）。堀川式引のある長井手永花熊・大坂・本庄・古川村の場合、古川村のそれについては無記載であるが、他の三か村については、元禄元年（花熊・本庄）あるいは元禄八年（大坂）に設けられた引高であることが明記されている。

⑧ 惣庄屋作方役米引 惣庄屋とは大庄屋のことで、細川氏支配のころから小笠原氏が入国してしばらくはこう呼ばれていた。本来は大庄屋の所有地にかかる年貢のうち、薪・夫柄米を免除としたらしいが、大庄屋の世襲制が崩れるに及んで、持ち高の多少にかかわらず、手永ごとに固

定した引高を設け、大庄屋交替の際にはこれを引き継いだ。

⑨ 検見引 第22表、第23表にはないが、風・水・干・蝗害による被害で、例年どおりの年貢量を納められそうにない村は、藩に対して米の収穫量の調査を願い出、もし、一定量より少なかった場合は、その分を年貢から差し引いた。この収穫量の調査を「検見」と言い、それによって設けられた引高を「検見引」と言った。

検見には三つの段階があった。すなわち、庄屋・方頭・組頭・頭百姓の立ち会いのもとで行う「下見」↓郡手代・大庄屋・子供役による「中見」↓そして最終段階として、一郡に四人の検見役・郡奉行・代官による「上見」を受け、具体的に検見引の高を決定するのである。

⑩ その他 第17表の長井手永の引高「豊津御引場地物成引」「御火薬蔵床引」の二項は、使用した史料中に加筆する形で設けられた引高である。まず前者は、明治三年（一八七〇）に設けられた引高で、史料中には「国分村之内豊津御引場地成引」と記されている。ただ、豊津台地の引高が花熊・大坂に設けられている理由、またその引高の具体的な性格等は明らかでない。また「御火薬蔵床引」も、明治三年に設けられた引高である。その名称から火薬倉庫を作ったことで潰された耕地に対する引高であることは明らかで、当時の時代背景を反映した引高である。

#### 四 年貢の基礎知識③（雑租）

これまでは、年貢の中で最も重要な本途物成、すなわち村高に免（租率）を乗じて額を決定する（実際にはそれほど簡単でないことは前述のとおり）年貢について述べてきたが、次にその他の雑税について説明していくことにする。

#### 五歩種子利米

小倉藩の租税の中には、前領主・細川氏のそれを引き継いだものが幾つか有る。五歩種子利米もその一つで、細川氏が村々の本高に五割を乗じて、その分を種粉として村の種子蔵に保管させ、毎年農民に貸し出した。そのうえで、元米の四〇割の利息を毎秋上納するきまりであったのであるが、小笠原氏は細川氏に元米を返済したうえで、これを引き継いだ。

ただ、当初は一種の備荒貯蓄に関係する租税であったものの、後には慣習的に取り立てるのみで、備荒貯蓄との関係は名目上だけになったものと思われる。

#### 二朱五厘米

宿場に農民を動員し、人馬継ぎ立ての役につかせる課税を幕領などでは「助郷役」といったが、小倉藩では、特に小倉・大里間は九州諸大名や幕府の公用人の通行が多いので「百人夫」と呼ばれる常設の助郷役に当たるものを置いて対処した。

これらの費用として二朱五厘米を六郡全体から取り立てた。当初は実際に人馬で負担していたのであるが、貞享五年（一六八八、九月三十日「元禄」改元）から四ツ高に二・五割（二朱五厘）を乗じた高で代米納したのである。

#### 差上米

当初は見掛米という名称で、年々の豊凶によって、村高に何割かを掛けて本年貢とは別納していた。これが、元禄年間（一六八八―一七〇四）より差上米という名称になり（企救郡は願上米。また、途中の延宝年間一六七三―一七一〇では、三歩上米と称していた）、のちに歩掛米（四ツ高に何割かを掛けて徴収する雑税）の内から差上米を拠出するようになって定納化したらしい。

第26表 節丸手永差  
上米  
(単位 石)

村 名	差 上 米
犬 丸	15.5961
内 垣	15.4400
末 江	10.0139
下 高 屋	9.2194
上 高 屋	30.8201
木井馬場	30.3880
横 瀬	20.0554
下伊良原	18.6143
上伊良原	23.7390
扇 谷	0.5497
帆 柱	2.5774
吉 岡	5.9914
上 原	13.8035
光 富	33.2330
節 丸	44.1232
合 計	274.1600

(史料) 「嘉永元年  
仲津郡村々  
申諸取立本  
帳」(勢島文  
書90)

※ 史料中の「寄」  
では村々の合計  
は274.1644で村  
ごとの差上米を  
積算した数字と  
は4合4勺食い  
違う。

第25表 節丸手永二  
朱五厘米  
(単位 石)

村 名	二朱五厘米
犬 丸	1.0541
内 垣	1.0436
末 江	0.6768
下 高 屋	0.6231
上 高 屋	2.0831
木井馬場	2.0539
横 瀬	1.3555
下伊良原	1.2581
上伊良原	1.6045
扇 谷	0.0371
帆 柱	0.1743
吉 岡	0.4049
上 原	0.9330
光 富	2.2462
節 丸	2.9822
合 計	18.5304

(史料) 「嘉永元年  
仲津郡村々  
申諸取立本  
帳」(勢島  
文書90)

第24表 節丸手永五歩種子利米  
(単位 石)

村 名	元 米	五歩種子利米
犬 丸	13.8638	5.5455
内 垣	12.6587	5.0635
末 江	13.1054	5.2062
下 高 屋	14.4616	5.7846
上 高 屋	34.2257	13.6903
木井馬場	27.9880	11.1952
横 瀬	20.1691	8.0676
下伊良原	19.2821	7.7128
上伊良原	22.5600	9.0240
扇 谷	1.2148	0.4859
帆 柱	6.4113	2.5645
吉 岡	11.4536	4.5815
上 原	19.2821	7.7128
光 富	41.9867	16.7947
節 丸	58.0487	23.2195
合 計	316.7116	126.6486

(史料) 「嘉永元年仲津郡村々申諸  
取立本帳」(勢島文書90)

※ 理由は不明であるが、村々個別  
の「元米」合計と史料の最後に  
記されている元米の「寄」とは  
数字が異なる。すなわち、史料  
中の「寄」では316.6216石と記  
されている。ただ、五歩種子利  
米の「寄」と村々個別の合計は  
合致する。



米小物成には、請敷年貢・茶年貢・葎代米・竹皮代米・土手萱代米がある。

請敷とは宅地やその他農民の保有する土地の藪のことである。細川氏のころからの請敷は古藪と言ひ、小笠原氏の治世になって新たに課税対象となった藪は新藪と言った。

請敷も農地と同じく位付けを行った。すなわち上々九斗、上八斗、中六斗、下四斗、下々三斗の五段の石盛を設けたが、課税の方法は農地と異なり、免（課税率）はなく、面積に石盛を乗じて累計した高に、一石あたり二升の延米を加えて上納した。もちろん、京榭を採用して後は、それに換算した高で上納した。

茶年貢も細川氏のころからのもので、それを小笠原氏が形を変えて引き継いだ年貢である。細川氏のころは、実際に茶園や畑の畦に植えられていた茶木からの収入に対して賦課し、代米上納していたという。しかし、小笠原氏の治世になってからは、実際の茶木栽培高とは無関係に定額上納となり、負担の方法も村弁（村全体で負担する方法）になった。

竹皮代米は、当初は竹の皮を採集して、そこからあがった利益に対する運上であつたらしいが、次第に慣習的に竹皮からの利益のいかんにかかわらず村弁で上納するようになったという。また、葎代米・土手萱代米も竹皮代米と同じく、葎・萱からの運上として取り立てていたのが、慣習的に利益のいかんにかかわらず、村弁の年貢となったものである。

糖・藁代米 藩主及び藩中（藩士）の所有する馬の飼料とするため、本田島・新田島の四ツ高に対して賦課する年貢である。基本的に企救郡・京都郡は現物納で、他の四郡（田川・仲津・築城・上毛）は代銀納であつた。

ある。基本的に企救郡・京都郡は現物納で、他の四郡（田川・仲津・築城・上毛）は代銀納であつた。

第27表 節丸手永米小物成

(単位 石)

村名	請敷年貢	茶年貢	竹皮代米	村別合計
犬丸	1.3435	0.0145		1.3580
内垣	3.4947	0.2928		3.7875
末江	0.7553	0.1858		0.9411
下高	0.0406	0.4090		0.4496
上高	5.3565	0.7819		6.1384
木井馬場	12.1388	0.2611	0.0868	12.4867
横瀬	6.1620	1.6198	0.1012	7.8830
下伊良原	3.6457	1.3566	0.1157	5.1180
上伊良原	2.2271	2.4242		4.6513
扇谷	0.9440	0.0474		0.9914
帆柱		0.8005	0.0578	0.8583
吉岡	0.5650	0.0108		0.5758
上原	1.2770	0.0565		1.3335
光富	1.5309	0.2586		1.7895
節丸	1.8483	0.1926		2.0409
合計	41.6894	8.3521	0.3615	50.4030

(史料) 「嘉永元年仲津郡村々申請取立本帳」(勢島文書90)  
「慶応三年仲津郡村々卯穉御取立本帳」(勢島文書186)

反別麦

五歩種子利米と同じように、前領主・細川氏から引き継いだ雑租である。本来は、麦作田島一反に付き、大麥二升、小麦一升ずつを徴収したのであるが、貞享四年(一六八七)から定額化し、凶年の備えとして郡土蔵に納められるようになった。

村における反別麦徴収の実際を節丸手永帆柱村・扇谷村を例にとつてみていこう。第5図と第8図は天保・嘉永期(一八三〇-一八五四)の帆柱・扇谷両村の反別麦徴収額を示したものである。図中に太線で示したのがそれぞれの総取立高であるが、その内訳は細線で示した四口である。すなわち、史料中というところの「式納」、「永年賦」、「年々古拝借高割」、「国分寺初穂」あるいは「国分寺・生立社初穂」の四口である(以下、か

ぎ括弧で括った言葉は史料中に使われている用語である。

まず、帆柱村の反別麦の内、大麦は「式納」が四斗七升五勺であり、その内訳は四斗六升五合八勺が「反別」、三合七勺が「浜出水上」である。本来の大麦の反別麦上納額は四斗六升五合八勺の「反別」なのであるが、運送費の「浜出水上」も固定しているので、両方あわせて四斗七升五勺が「式納」なのであろう。その他に五升三合一勺が「永年賦」、二升六合が「年々古拝借高割」でこれも固定している。この二口が徴収されるに至った経緯はわからないが、後述する反別麦の貸し付けと関係するのかもしれない。また、毎年「国分寺初穂」として大麦が徴収されている。国分寺とはもちろん、仲津郡国作手永国分村の豊前国分寺のことである。この初穂料だけは固定しておらず、大麦の総取立高が年によって変動するのはこのためである。次に小麦であるが、三斗三升六合が「式納」（内訳 三斗三升四合「反別」、二合「浜出水上」）、一升三勺が「永年賦」、二升五勺が「年々古拝借高割」で、以上三口とも大麦の場合と同じように固定している。また、「生立社・国分寺初穂」として徴収されているが、この初穂料も大麦と同じく、年によってその額が異なる。次に扇谷村の反別麦であるが、大麦は一斗五升一合七勺が「式納」（内一斗五升五勺「反別」、一合二勺「浜出水上」）、一升七合一勺が「永年賦」、八合四勺が「年々古拝借高割」で、三口ともに固定。また八勺から一合六勺が「国分寺初穂」で、年によって変動。小麦は八升一合五勺が「式納」（内八升一合「反別」、五勺「浜出水上」）、二合五勺が「永年賦」、五合が「年々古拝借高割」で、三口とも固定。また、二合四勺から三合一勺が「生立社・国分寺初穂」である。ただ、初穂料の額が年によって異なるといっても、両村ともに大体の相場は決まっていたようである。

すなわち、帆柱村が大麦Ⅱ三合八勺、小麦Ⅱ一升一合二勺、扇谷村が大麦Ⅱ八勺、小麦Ⅱ二合四勺である。

なお、説明が遅れたが、天保十二年（一八四一）は両村ともに、大麦の未進分を同量の米で徴収している。天保十一年から天保十二年にかけては天災が多く、そのため麦が不作となったのかもしれない。その内訳を見ると、帆柱・扇谷の大・小麦ともに「式納」「永年賦」「年々古拝借高割」の合計額の半分を米で納めている。ただ、この年においても「初穂」だけは、すべて現麦徴収であるが、これは、その目的（供物）によるものであろう。

このようにして徴収される反別麦は、本来備荒貯蓄であり、「土にたる迄も其儘にて有之」（『郡典』）べきものであったが、少なくとも寛政期（一七八九—一八〇二）の仲津郡においては、一年間蓄え置いた後、入札によって売り払ったことが史料から窺える。

〔史料4〕

覚

一大麦百六拾石九斗七升六合

内五拾五石六斗 午冬種子麦渡り

ノ百五石三斗七升六合 有麦

一小麦八拾八石壹斗八合

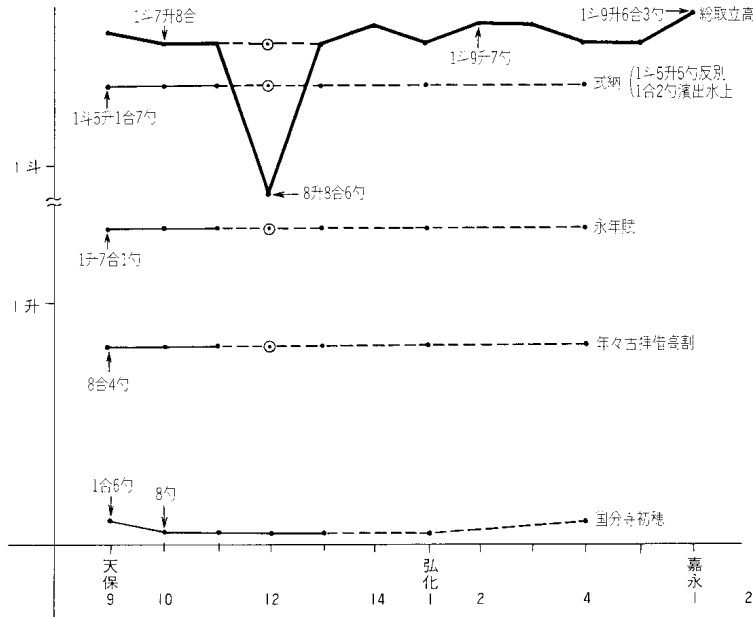
右は大橋御藏へこれ有り候午歳（寛政十年）反別麦、入札にて御払に相成り候、尤計り立てにて相渡し候様取り計らい申すべく候、この段九平次（大橋村庄屋）を以て町方（大橋町）へ申し達し候

（国作手永大庄屋文書「寛政十一年御用日記」五月十六日条）

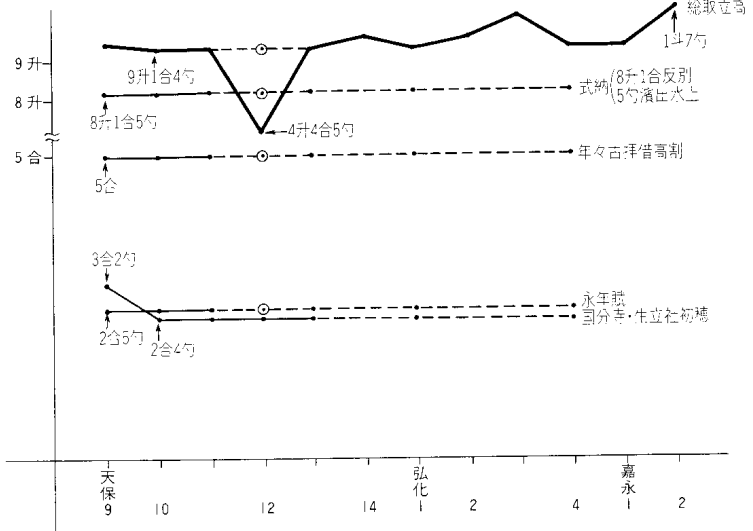
このように、寛政期における反別麦は一部が種子麦として立用され、その他は入札で売り払われたのであるが、この時点においても一年近く



第7図 扇谷村反別大麦



第8図 扇谷村反別小麦



(史料) 「天保九年帆柱扇谷両村戊夏反別麦取立本帳」、「天保十年帆柱扇谷両村亥反別麦御取立本帳」、  
 「天保十一年帆柱扇谷両村子反別麦御取立本帳」、「天保十四年帆柱村反別大小麦御取立帳」、  
 「天保十五年扇谷帆柱両村反別大小麦御取立帳」、「弘化二年扇谷帆柱両村反別大小麦御取立帳」、  
 「弘化三年帆柱扇谷両村反別大小麦御取立帳」、「弘化四年帆柱扇谷両村反別大小麦御取立帳」、  
 「嘉永元年扇谷帆柱両村反別大小麦御取立帳」、「嘉永二年扇谷帆柱両村反別大小麦御取立帳」、  
 以上永沼家文書  
 (虫撰)

蓄えられるのであるから、備荒貯蓄としての反別麦の役割が全く失われているわけではない。しかし、これが文化期（一八〇四—一八）以降になると様相が一変し、郡土蔵に長期間蓄えられることはなくなってしまう。このことは、農村の人手不足という問題に深く関係するので第四節で詳しく述べることにする。

銀小物成

これも反別麦と同じく、細川氏の治世のころに設けられた雑租で、小倉藩が改正を加えながら引き継いだものである。山・川などからあがる諸種の利益に対して課せられた運上銀であり、その種類は極めて多いが、長井・節丸手永の場合は、第28表、第29表のとおりである。

この表を作成するのに使用した史料中では「銀小物成」の項とは別に記されているが、銀小物成の中で最も重要で、その額が大きいのは、薪札代である。小笠原氏が入国した当初は、領内のすべての山林は「藩主ノ山林」つまり官有林であった。したがって、農民は農地の肥料などに必要な草木を官有林から求めなければならなかった。藩はこのことで山林が乱伐されることを防ぐ意味から、農民の持ち高に応じて馬札または歩行札を与え、その運上銀を取り立てた。これが薪札代が徴収されるに至った経緯である。その後、元禄十五年（一七〇二）に以下のとおりの改正が加えられた。①四ツ高一〇〇石に一匁五分の馬札三枚・七分の歩行札六枚を与える、②土地を所有していない農民には一〇軒に七分の歩行札を五枚ずつ与える、③一村に一枚の「大木札」を与える。この改正によって、薪札代の徴収高は増加し、それまで上納していた分は本土蔵（藩庫）へ、増加した分は郡土蔵（郡代の管理する倉庫）に納めることとなった。

薪札代は、その後何回かの改正がなされ、上納額も増減したが、元文

第28表 長井手永銀小物成 (単位 匁)

村名	鉄砲札	鴨締札	川札	松葉札	村別合計
花熊			6.0	11.0	17.0
木山		2.5		2.0	4.5
八溝	5.0				5.0
谷口				11.0	11.0
大村		15.0	2.0	5.0	22.0
大坂	10.0				10.0
柳瀬			2.0		2.0
崎山	5.0		10.0		15.0
喜多良	5.0		3.2		8.2
鑑畑	(欠損カ)				
大熊	5.0		4.0	1.0	10.0
山鹿	5.0		5.2	1.0	11.2
本庄			6.4	2.0	8.4
古川				?	
久富	5.0	7.5		5.0	17.5
統命院			3.2	15.0	18.2
合計	40.0	25.0	42.0	53.0	160.0+α

※ 史料中において鑑畑村の後半部分が欠損しているため、その部分に銀小物成の高が記載されている可能性がある。また古川村の銀小物成の部分は虫損が激しく、「□葉札代」と判読できるので松葉札代が記されているものと思われるが数字はほとんど解読できない。史料の寄の部分には計算違いが多く、これらの判読不可能な部分の数字を逆算することはできなかった。また他史料との突き合わせを今回は行うことができなかった。

(史料) 「公私手鑑」(長井手永大庄屋文書326)

第29表 節丸手永銀小物成

(単位 匁)

村 名	鉄砲札	投網札	雉子網札	左手札	釜 札	焼炭札	松 札	合 計
犬丸	5.0	2.0	4.0					11.0
内垣								
末江								
下高								
上高	10.0							10.0
木井								
横瀬	5.0							5.0
下伊	10.0	4.0		2.4	1.2	8.0		25.6
上伊	10.0					8.0	1.5	19.5
扇谷								
帆柱	10.0						1.5	11.5
吉岡								
上原								
光富		2.0						2.0
節丸	10.0	8.0			1.2			19.2
合 計	60.0	16.0	4.0	2.4	2.4	16.0	3.0	113.8

(史料) 「嘉永元年仲津郡村々中諸取立本帳」(勢島文書90)

年間(一七三六―四一)から定額上納されるようになったという。節丸手永の「手鑑帳」では二九〇匁四分八厘あるいは三〇四匁六分五厘で固定している(「手鑑帳」では薪札代は「諸出米」の項目から支出する分と、もう一つ「外」の部で計上されている分の、二口が分けて記載されている。天保、明治

第30表 新田島の改出高

(単位 石)

期 間	改 出 高
寛永9年(1632) ~寛文4年(1664)	21,343.1940
寛文4年 ~貞享元年(1684)	3,131.7780
貞享元年 ~安政元年(1854)	1,104.2650

(史料) 『福岡県史資料』第8輯611ページ

新田島について 小笠原忠真が  
細川氏から引  
き継いだ石高は一九万八八七〇石六  
斗四升八合であったが、幕府からの  
表向きの拝領高は一五万石で、この  
分を本田島とし、残りの四万八八七  
〇石六斗四升八合はすべて新田島と  
した。ただ、この分の新田島は名目  
上だけで、実際には本田島、新田島  
の区別はなかった。  
この名目上だけの新田島の外に、

田島には前述した本田島のほかに、新たに開発されて耕地となった  
「新田島」がある。ただ、小倉藩の場合は単に名目上だけの新田島と、  
実際に新田島として改め出されたものの二種類がある。

(五) 年貢の基礎知識④(新田島)

鶏卵代 享保十二年(一七二七)に新たに設けられた雑租で、  
本田島・新田島の四ツ高一〇〇石につき一か月当たり  
鶏卵二〇個、一個当たり銭二文に換算して、毎年六月と十二月に納めら  
れた。樋管(井樋)修繕のための費用に使うのが徴収の目的である。

初期の史料をみる限り「諸出米」から支出する分は二九〇匁三分六厘で固定し  
ているが、「外」の部で計上されている分は天保期の史料では一分二厘、慶応  
明治初期では一四匁二分九厘となっている(長井手永の場合は第28表中  
で使用した「公私手鑑」(年未詳。江戸末期カ)によれば三一〇匁八分四  
厘五毛である)。

小笠原氏入国後に開発され、調査が行われて新田島として登録されたものがある。特に、万治（二六五八―六二）、寛文（二六六一―七三）、延宝（二六七三―八二）、宝永（二七〇四―一一）、元文（二七三六―七一）、寛政（二七八九―一八〇二）、享和（一八〇二―〇四）、文化（一八〇四―一八）、文政（一八一八―三〇）、天保（一八三〇―四四）、安政（一八五四―六〇）の各年間には詳細な調査が行われたという。安政年間に幕府に届け出された、寛永九年〜寛文四年、寛文四年〜貞享元年、貞享元年〜安政元年の各時期の新田島の改出高は第30表のとおりである。この小笠原氏入国後に開発された新田島の検地は、細川氏がかつて行った検地同様に、六尺五寸を一間として行った。地位は本田島と同じく田島とも上々下々の五段階を設け、石盛も本田島と同じであった。また年貢の計算方法も本田島と同じであるが、土木工事などに使われる夫役米などは免除された。新田島は、年貢率（免）と、新田島となる以前の地位等の別から、次のとおり種類分けされる。

① 永荒新地・当荒新地 この新地は、田川郡にのみあるが、具体的な性格については、明らかでない。ここでは、「郡方大意」（永沼文書1）の説明を引用するのみにする。

永荒新地Ⅱ「永荒新地と云ハ古来新地御改之節永荒帳ニ（載）脱カ）故也」  
当荒新地Ⅱ「当荒新地は古新地御改之節一年荒ニ相立当荒帳ニ載」

② 本免新地・半免新地・三ヶ二新地・三ヶ一新地 本免新地は、その村の本田島の免（本免）を乗じて年貢を算出する新地で、半免、三ヶ二、三ヶ一のそれぞれは、本免の二分一、三分二、三分一を乗じるものである。本免新地には六分上米（後述）がかからないが、その他にはかかる。本免新地は、本田島に春免引などがあった場合は、本田島より年貢量が多くなることが考えられるが、前述のように土木工事などに使用さ

れる夫役代米が免除されるので、だいたいは、本田島より年貢が多くなることはないという。

③ 見掛新地 新開の田島に、五年から一五年の<sup>くわたれんき</sup>下年季を設定して、少額の年貢（下々田の石盛に半免を掛ける）を納めさせた新田島のことである。

④ 畠成田新地 農業用水の確保が容易になったことなどから、畠を田に変換することになった場合、上畠なら上田に、下畠なら下田に見なした。そして、例えば上畠一反・高八斗を田に変換した時は、上田一反・高一石五斗になったものと見なす。ただ、水帳を訂正したりはせず、帳簿上はそれまでのとおり畠として扱い、上田と上畠との差、すなわち（一石五斗―八斗）Ⅱ七斗を新地として登録したのである。これを畠成田新地といった。逆に田を畠にした場合の取り扱いについては、前述の「田成畠減物成引」を参照してもらいたい。

### 六分上米

藩は延宝六年（一六七八、ただし、貞享四年Ⅱ一六八七Ⅱとも言われる）に企救郡の新田島について検地を行った。その結果、以前より六分（六割）の新田島が増加していることがわかった。本来なら他郡についても検地を実施すべきであるが、「検地は上下ともに造作（手間・暇・費用）掛り候事ゆへ」（郡方大意）、他郡も六割増加していると見込んで、一律に新田島の京榊物成に対して六

第31表 節丸手永六分上米  
(単位 石)

村名	六分上米
犬丸	0.2454
内垣	0.1584
末江	0.6194
下高	0.5285
上高	0.1873
木井	0.0526
横馬	0.0900
下伊	0.2817
上伊	0.6404
扇原	0
帆谷	0.0711
吉岡	1.4283
上原	1.5802
光富	0.4182
節丸	0.9493
合計	7.2508

(史料) 「嘉永元年  
仲津郡村々  
申諸取立本  
帳」  
(勢島文書90)

高を乗じた高を上納させることとした。これを六分上米という。したがって、これは企救郡を除いた五郡に見られる年貢である。

二 地方支配とその役人たち

(一) 地方支配の主な役人

小倉藩の地方支配機構と役職は、第9図のとおりである。郡代は在方支配の長として、小倉藩六郡の筋奉行・代官・山奉行・浦奉行を統括し、筋奉行は大庄屋・子供役・庄屋・方頭を統括した。大庄屋・子供役は一手永に一人ずつ、庄屋は一村に一人、方頭は村内の各集落からだいたい二五戸内外に一人、組頭は五戸に一人ずつ置いた。村役人の任免は、大庄屋・子供役は郡代が、庄屋は筋奉行が、方頭は大庄屋が、組頭は庄屋が任免した。

郡代

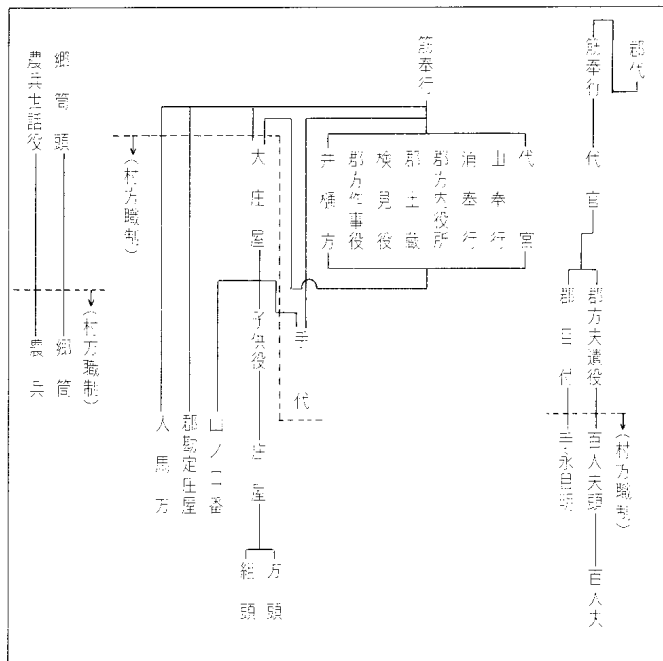
小倉藩六郡の企救・田川・京都・仲津・築城・上毛の長官を郡代という。郡代(おおむね番頭の格式の者)が各郡の筋奉行(おおむね馬廻の格式の者)・代官・山奉行・浦奉行(おおむね御目見通の格式の者)一人ずつを監督指揮して、藩内在方の民政全般を統括した。その役所を郡方役所、または郡代役屋敷、地方ともいい、小倉城南の口御門外木町元馬場町に置いた。

郡代は慶応四年(一八六八)三月六日、藩政改革に伴い郡政局主事と改正され、明治二年には民政局と改正された。翌三年には郡代の役職は、大属という身分に位置付けられた。

筋奉行

郡の長官で、受け持ち郡内の政務全般を統括した。大庄屋の政務を指揮し監督した。役所には書役三、四人を置き、一手永に一人の手代を任用して、大庄屋の政務を補佐させた。

第9図 小倉藩の地方支配機構 (『藩史大辞典』7巻から)



手代の身分は、御目見以下の武士であった。慶応四年(明治元年)の藩政改革で郡宰と改称し明治三年には筋奉行の役職は、小属という身分に位置付けられた。

代官

郡内の政務全般にわたって、筋奉行とともに政務に従事して、筋奉行の職務を補佐した。

山奉行

山林事務を統括した。郡内の山林を巡視して、口屋番・山ノ口役を指揮監督した。書役一、二人、山手代

一人を置いていた。